

# 令和7年度第2回茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会 会議録

議題	<p>1 会長及び副会長の選出について</p> <p>2 予防接種に関する健康被害について (令和7年度諮問第2号)</p> <p>3 予防接種に関する健康被害について (令和7年度諮問第3号)</p>
日時	<p>令和8年3月23日(月)</p> <p>19時00分から19時40分まで</p>
場所	茅ヶ崎市保健所3階 第1会議室
出席者氏名	<p>会 長 金 國鍾</p> <p>副 会 長 江口 和哉</p> <p>委 員 清水 博之</p> <p>委 員 大久保 一郎</p> <p>(事務局)</p> <p>保健所 前田副所長</p> <p>保健所健康増進課 寺島課長</p> <p style="padding-left: 100px;">小西課長補佐</p> <p style="padding-left: 100px;">大木主査</p> <p style="padding-left: 100px;">高柳主任</p> <p style="padding-left: 100px;">小清水主任</p> <p style="padding-left: 100px;">高橋主任</p>
会議の公開・非公開	<p>一部非公開</p> <p>(議題1は公開、議題2及び議題3は非公開)</p>
非公開の理由	特定の個人情報を審議するため
傍聴者数	—

(会議の概要)

○前田副所長

定刻となりましたのでこれより令和7年度第2回茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会を開催いたします。

本日の調査会でございますが、委員の過半数の出席をいただいておりますので、茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会規則第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

この後議題1におきまして、本調査会の会長を選出していただくこととなりますが、会長が選出されるまで、代理として私の方で議事を進行させていただきます。

議題1に先立ちまして本調査会の運営につきまして、市で取り決め等がありましたら、事務局に伺います。

○寺島課長

本調査会の目的及び運営方法についてご説明いたします。本調査会は、国への進達の際に必要な予防接種と健康被害の状況を医学的立場から判断する資料を収集し整えること、また、申請内容について医学的立場からの意見を付すため開催するものです。

運営方法につきましては、机上にあります別紙資料「茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会の会議の運営方法について」をご覧ください。

まず、「1会議の非公開決定」については、非公開とする場合の要件に基づき、本調査会で決定いたします。

次に「2会議結果の公表」については、会議の概要を会議終了後2日以内、議事録については45日以内に公表いたします。

「3議事録の作成方法」については発言者の名前を記載した摘録とします。

最後に「4非公開の会議の公表」については、議事録に代えて議題及び議事の概要を公表いたします。以上でございます。

○前田副所長

ただいま事務局から説明がございましたが、運営方法については事務局からの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がございませんので、説明のとおりといたします。

それでは、「議題1会長及び副会長の選出について」を議題といたします。

会長の選出方法ですが、市の予防接種健康被害調査会規則第4条第1項では、委員の互

選となっております。自薦または他薦等はございますでしょうか。

○大久保委員

自薦が無いようですので、茅ヶ崎医師会の理事である金先生に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○前田副所長

ただいま金委員に会長をお願いしたいとのご推薦がございましたので、金委員に会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めさせていただきます。

ここからは議事の進行を金委員にお願いいたします。

○金会長

よろしくお願いいたします。

それでは引き続き、副会長の選出についてですが、先ほどと同様、規則では委員の互選となっております。自薦または他薦はございますか。

自薦がなければ、私より、茅ヶ崎医師会の理事でいらっしゃる江口委員に副会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

それでは、江口委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、「予防接種に関する健康被害について諮問第2号」及び「予防接種に関する健康被害について諮問第3号」の2件、市長より諮問されております。

この議題2件については、個人情報を取り扱うため非公開とします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

2 予防接種に関する健康被害について（令和7年度諮問第2号）

当該健康被害について委員間で意見交換を行い、本件は国への進達にあたるものである

と市長に答申することとした。

3 予防接種に関する健康被害について（令和7年度諮問第3号）

当該健康被害について委員間で意見交換を行い、本件は国への進達にあたるものであると市長に答申することとした。